

【別表】

医療保険

				利用料（円）
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）				780 円/月
基本 利用 料金	訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師、保健師	週 3 日まで/4 日目以降	5,550/6,550
		准看護師	週 3 日まで/4 日目以降	5,050/6,050
		理学療法士、作業療法士		5,550
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物／同一日に 2 人）	看護師、保健師	週 3 日まで/4 日目以降	5,550/6,550
		准看護師	週 3 日まで/4 日目以降	5,050/6,050
		理学療法士、作業療法士		5,550
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物／同一日に 3 人以上）	看護師、保健師	週 3 日まで/4 日目以降	2,780/3,280
		准看護師	週 3 日まで/4 日目以降	2,530/3,030
		理学療法士、作業療法士		2,780
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）（外泊時の訪問）	入院中 1 回 （場合により 2 回）		8,500
	訪問看護管理療養費	月の初回 / 月 2 日目以降		7,670/3,000
各種 加算	夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18－22 時) 早朝(6 時－8 時)		2,100
	深夜訪問看護加算	深夜(22 時－6 時)		4,200
	難病等複数回訪問加算	1 日 2 回 /同一建物 3 人以上		4,500/4,000
		1 日 3 回以上 /同一建物 3 人以上		8,000/7,200
	長時間訪問看護加算	特別訪問看護指示書を受けている利用者等		5,200
	複数名訪問看護加算	看護師、保健師、理学療法士等	週 1 回まで	4,500
			同一建物 3 人以上	4,000
		准看護師	週 1 回まで	3,800
			同一建物 3 人以上	3,400
	（厚生労働大臣が定める疾病等 特別訪問看護指示書期間の利用者）	一日に 1 回 /同一建物 3 人以上		3,000/2,700
		一日に 2 回 /同一建物 3 人以上		6,000/5,400
		一日に 3 回以上 /同一建物 3 人以上		10,000/9,000

【別表】

	緊急訪問看護加算	月 14 日目まで/月 15 日目以降	2,650/2,000
	24 時間対応体制加算	24 時間対応体制における看護業務負担軽減の取り組みを行っている場合かつ、利用者から同意を得た場合に算定(月 1 回)/ 利用者から同意を得た場合に算定(月 1 回)	6,800/6,520
	特別管理加算(Ⅰ)	重症度等が高い利用者(月 1 回)	5,000
	特別管理加算(Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者(月 1 回)	2,500
	退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000
	特別管理指導加算	特別な管理が必要な者に退院時共同指導を行った場合	2,000
	退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等で1回90分を超えた場合、または複数回の指導合計が90分を超えた場合に算定	6,000
	在宅患者連携指導加算	月 1 回まで	3,000
	在宅患者緊急時カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000
	看護・介護職員連携強化加算	月 1 回まで	2,500
	訪問看護ターミナルケア療養費 1		25,000
	訪問看護ターミナルケア療養費 2	施設が看取り介護加算等算定の利用者	10,000
	訪問看護情報提供療養費 1、2、3	1 市町村、2 学校、3 保険医療機関	1,500
	訪問看護医療 DX 情報活用加算		50

【別表】

医療保険（精神科訪問看護）

				利用料（円）
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）				780 円/月
基本 利用 料金	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師、保健師、作業療法士	週 3 日まで 30 分以上/	5,550
			30 分未満	4,250
			週 4 日目以降 30 分以上	6,550
			30 分未満	5,100
		准看護師	週 3 日まで 30 分以上	5,050
			30 分未満	3,870
			週 4 日目以降 30 分以上	6,050
			30 分未満	4,720
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) （同一建物／同一日に 2 人）	看護師、保健師、作業療法士	週 3 日まで 30 分以上	5,550
			30 分未満	4,250
			週 4 日目以降 30 分以上	6,550
			30 分未満	5,100
		准看護師	週 3 日まで 30 分以上	5,050
			30 分未満	3,870
			週 4 日目以降 30 分以上	6,050
			30 分未満	4,720
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) （同一建物／同一日に 3 人以上）	看護師、保健師、作業療法士	週 3 日まで 30 分以上	2,780
			30 分未満	2,130
			週 4 日目以降 30 分以上	3,280
			30 分未満	2,550
		准看護師	週 3 日まで 30 分以上	2,530
			30 分未満	1,940
			週 4 日目以降 30 分以上	3,030
			30 分未満	2,360
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	外泊時の訪問、入院中 1 回（場合により 2 回）		8,500
	訪問看護管理療養費	月の初回 /月 2 日目以降		7,670/3,000
各種 加算	夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18－22 時) 早朝(6 時－8 時)		2,100
	深夜訪問看護加算	深夜(22 時－6 時)		4,200
	精神科緊急訪問看護加算	月 14 日目まで/月 15 日目以降		2,650/2,000
	24 時間対応体制加算	24 時間対応体制における看護業務負担軽減の取り組みを行っている場合かつ、利用者から同意を得た場合に算定(月 1 回)/ 利用者から同意を得た場合に算定(月 1 回)		6,800/6,520

【別表】

	長時間精神科訪問看護加算	精神科特別訪問看護指示書を受けている利用者等		5,200
	複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士	1日に1回	4,500
			同一建物3人以上	4,000
		准看護師	1日に1回	3,800
			同一建物3人以上	3,400
	訪問看護医療 DX 情報活用加算			50